法務省民一第８８４号
令和６年３月２６日

法務局長　殿
地方法務局長　殿

法務省民事局長
（公印省略）

民法等の一部を改正する法律の施行に伴う戸籍事務の取扱いについて
（通達）

嫡出推定制度に関する規律の見直し等を内容とする民法等の一部を改正する法律（令和４年法律第１０２号。以下「令和４年改正法」という。）が令和４年１２月１６日に公布され、本年４月１日から施行されることとなりました。

この改正に伴う戸籍事務の取扱いについては、下記のとおり取り扱うこととしますので、これを了知の上、貴管下支局長及び管内市区町村長に周知方取り計らい願います。

なお、この通達中、「改正民法」とは、令和４年改正法による改正後の民法を、「改正前民法」とは、令和４年改正法による改正前の民法をいいます。

おって、本通達に反する従前の取扱いは、本通達によって変更し、又は廃止しますので、念のため申し添えます。

記

１　婚姻に関する取扱い

(1) 改正前民法においては、改正前の嫡出推定制度を前提として、女性の再婚後に出生した子について、前夫の嫡出推定と再婚後の夫の嫡出推定との重複を回避することを目的として、女性についてのみ前婚の解消又は取消しの日から起算して１００日間の再婚禁止期間が設けられていた（改正前民法第７３３条第１項）が、令和４年改正法の施行により、嫡出推定制度が見直され、再婚禁止期間は廃止することとされた（改正前民法第７３３

条の削除)。

したがって、令和４年改正法施行後は、婚姻の届出の審査に当たり、女性の前婚の有無を審査する必要はない。

(2) 再婚禁止期間が廃止されることに伴い、平成２８年６月７日付け法務省民一第５８４号当職通達及び同日付け法務省民一第５８５号法務省民事局民事第一課長依命通知は、廃止する。

２　出生に関する取扱い

(1) 改正前民法においては、婚姻の成立から２００日以内に出生した子については、嫡出推定が及ばないとされていたが、令和４年改正法の施行により、女性が婚姻前に懐胎した子であっても、婚姻が成立した後に出生した子は、一律に夫の子と推定することとされた（改正民法第７７２条第１項後段)。

したがって、令和４年改正法施行後は、婚姻の成立から２００日以内に出生した子について嫡出でない子とする出生届は受理することができない。

ただし、令和４年改正法附則第３条により、令和４年改正法施行日前に出生した子についての嫡出の推定は、なお従前の例によるとされたことから、令和６年３月３１日以前に出生した子については、改正前民法第７７２条が適用され、嫡出子とする出生届及び嫡出でない子とする出生届のいずれも受理することができる。

(2) 令和４年改正法施行後においては、子の出生前に母が複数の婚姻をしていたときは､出生の直近の婚姻における夫の子と推定することとされた(改正民法第７７２条第３項)。

したがって、令和４年改正法施行後は、母が離婚後３００日以内に出生した子であっても、子の出生時に母が再婚していた場合は、再婚後の夫を父とする出生届を受理することができる。

３　認知に関する取扱い

令和４年改正法施行後においては、認知無効の訴えをもってのみ認知の無効を主張することができる（改正民法第７８６条第１項）とされたことから、血縁関係のない認知であっても認知が無効であるとする判決が確定するまでは有効なものとして取り扱われる。

したがって、令和４年改正法施行後に成立した認知については、血縁関係

のないことが判明した場合であっても、認知が無効であるとする確定判決（刑事事件の判決を含む。）がない限りは有効なものとして取扱い、戸籍法第２４条第２項による訂正は行わないものとする。

ただし、血縁関係のない認知は有効要件を欠く認知であり、戸籍法第２４条第１項にいう「法律上許されないもの」に当たることから、同項に基づく通知を行う必要がある。

なお、令和４年改正法附則第５条第２項により、令和４年改正法施行日前にされた認知については、なお従前の例によるとされたことから、令和６年３月３１日以前に成立した認知について、血縁関係のないことが判明した場合は従前どおり戸籍法第２４条第２項による訂正が可能である。